

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600229号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600034号

第1 結論

昭和62年9月から昭和63年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年9月から昭和63年1月まで

年金記録によると、請求期間について、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付の記録がない。昭和62年9月21日に厚生年金保険の資格を喪失した後、自身が設立した会社が昭和63年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となり被保険者の資格を取得するまでの間は、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。調査の上、請求期間について、保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続については、請求者の母が昭和62年9月頃にA市役所B出張所で行い、国民年金保険料の納付については、請求者の母が同出張所で請求者の妻の保険料と併せて毎月納付したと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者の妻については、昭和62年9月21日付けの国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更処理が昭和63年1月26日に行われ、請求期間後の同年2月3日に請求期間に係る国民年金保険料が収納されたことが、オンライン記録により確認できる。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないとしており、これらを行ったとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間についての具体的な加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が請求期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。